

お取引先様各位

平成 29 年 8 月 吉日

長水生コンクリート事業協同組合

理事長 鷺澤幸一



「品質証明書等」の扱いについて

「品質証明書等」の扱いに付きまして、長野県土木部工事品質管理基準及び規格値では「小規模工事で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の受け入れ検査を実施する。また、レディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。」と規定されております。

注

「レディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等」とは

土木部発注工事に係る「コンクリート工場承認」の取り扱いについて (通知) (13 監技第 221 号) で「一括承認 (年度更新)」を受けた生コン工場から提出される、着工前の配合計画書と長野県生コンクリート品質管理監査合格証の写し (マル適)、及び納入時の納品書によるものとする。

今後「品質証明書」の提出を求められた際には、上記書類をもちまして「品質証明書」とさせていただきます。各市町村へも長野県土木部より通達文章が送付されておりますが、まだまだ周知には時間が掛ると思われまますので、発注者から提出を求められた場合は弊社からも説明させていただきますのでご理解ご協力の程何卒宜しくお願い致します。